事業主の皆様へ

那覇市企画財務部市民税課

給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)による提出について

本市の税務行政については、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、毎年 1 月 31 日までにご提出いただいている給与支払報告書について、eLTAX による提出を推進しております。

eLTAX とは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した地方税の電子申告システムのことで、オフィス等のパソコンからインターネットを通じて、給与支払報告書の提出を簡単に行うことが可能です。是非 eLTAX の利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

◆ eLTAX ポータルサイト　https://www.eltax.lta.go.jp/

◆ eLTAX ヘルプデスク　０５７０－０８１４５９（平日９時～１７時）

ポータルサイトには eLTAX 全般に関する Q&A が掲載されておりますので、お問い合わせの際はご確認ください。

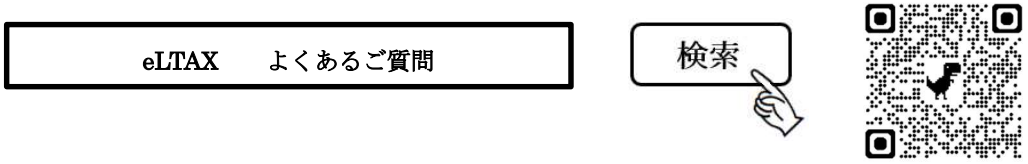

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について

令和 3（2021）年 1 月以後に提出する給与支払報告書からは **100 枚以上（改正前：1,000 枚以上）**であるときは、eLTAX 等による提出が義務付けられました。

これにより、令和 6（2024）年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100 枚以上の事業主におかれましては、令和 8 年度（2026 年度）の給与支払報告書は eLTAX 等により提出する必要があります。100 枚以上紙でのご提出があった場合、返戻致しますのでご了承ください。

なお、税制改正により令和 9 年度（2027 年度）の給与支払報告書より eLTAX 等での提出が必要な枚数が 100 枚以上→30 枚以上となりますのでご確認ください。